

▶ India Practice Team Newsletter



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のインド・プラクティス・チームから、ニューズレターをお届けいたします。当チームは、日本企業の案件の経験が豊富なシニアのインド弁護士と、クロスボーダー案件を得意とする複数の日本の弁護士からなるチームであり、東京を拠点に活動しております。取扱分野は、国際取引、企業買収などのほか、複雑な規制や法令の遵守、ビジネスにおいて日常的に発生する法律問題に関する助言など、多岐にわたります。

インド：プレパッケージ型倒産処理手続

| Page 1/3 |

2021年8月 No.IDA_016

※ 本号の内容は、三菱 UFJ 銀行の会員制 WEB サービス「MUFG BizBuddy」に掲載された記事を再編集したものです。

はじめに

2016年倒産破産法（The Insolvency and Bankruptcy Code, 2016：以下、「倒産破産法」）は、2021年4月4日の大統領令（2021年大統領令）により、2021年倒産破産委員会（プレパッケージ型倒産処理手続）規制（PP IRP Regulations）および倒産破産（プレパッケージ型倒産処理手続）規則（PP IRP Rules）と併せて改正されました。2021年大統領令は、零細・中小企業（MSME）のための代替的解決手続を「プレパッケージ型倒産処理手続」（Pre-Packaged Insolvency Resolution Process）として規定しています。

MSME の定義

零細・中小企業（Micro, Small & Medium Enterprise：MSME）は、2006年に制定された中小零細企業開発法（The Micro, Small and Medium Enterprises Development Act, 2006：MSMED Act, 2006）で定義されています。この中小零細企業開発法は、零細企業や中小企業の競争力強化のために制定されたものです。

製造企業およびサービス企業の MSME 分類基準は、以下の通りです。

企業の種類	製造業／サービス業 (単位：インドルピー)
零細企業	機械・設備や工場への投資額：1,000 万ルピー以下 年間売上高：5,000 万ルピー以下
小規模企業	機械・設備や工場への投資額：1 億ルピー以下 年間売上高：5 億ルピー以下
中規模企業	機械・設備や工場への投資額：5 億ルピー以下 年間売上高：25 億ルピー以下

プレパッケージ型倒産処理手続の必要性

中小零細企業開発法には、支払遅延の問題についての規定がありますが、その手続はさまざまな理由から非効率でした。

これに対して、倒産破産法は、法人、LLP（Limited Liability Partnership）、個人、パートナーシップおよび個人事業者の破産および倒産処理の解決のための枠組みを提供する、包括的な法律となっています。しかしながら、同法は零細・中小企業（MSME）のための明確な再建手続を規定しておらず、以下に述べるような、さまざまな点を考慮する必要が指摘されてきました。

- 多くの事案において、零細・中小企業（MSME）は企業の債務者ではなく、むしろ債権者であり、商品やサービスを提供したにも関わらず、顧客／買主からの支払が未払いのままとなっています。
- インドの零細・中小企業（MSME）は、大部分が個人ローンおよび銀行借入の組み合わせで資金調達していますが、これらの企業が倒産したケースでは、経営者自身も債務の返済能力を失っている可能性が高いと言えます。また、金銭および信用の代替性を考えると、自然人の個人的な債務と企業の債務を区別することは困難と言えます。
- 会社倒産処理手続（Corporate Insolvency Resolution Process：CIRP）は、アドバイザー／管財人等の選定を必要とする長期的な手続きです。しかし、零細・中小企業は、多くの場合、倒産破産法が想定するような標準的な会社倒産処理手続（CIRP）を実施するのに必要な潤沢な資源（時間、資金および専門知識）を持ち合わせていません。
- 中小零細企業開発法は零細・中小企業（MSME）の債権回収を促進していますが、他方、倒産破産法は倒産処理手続をその内容とするものであり、債権回収については規定を置いていません。

以上のような理由から、零細・中小企業（MSME）のために、別途、再生の仕組みを整備することが求められてきました。



2021年8月 No.IDA_016

プレパッケージ型倒産処理手続の主なポイント

このたび導入されたプレパッケージ型倒産処理手続の主な内容は、以下の通りです。

- a) 倒産破産法に基づく会社倒産処理手続（CIRP）では債権者が手続を開始するのが通常であるのに対して、プレパッケージ型倒産処理手続は、債務者である企業が自ら手続を開始します。プレパッケージ型倒産処理手続は、会社倒産処理手続（CIRP）とは異なり、企業債務者および債権者との間で、企業債務者の未払借入債務を解決するための合意を想定しています。
- b) プレパッケージ型倒産処理手続は、通常の会社倒産処理手続（CIRP）の「債権者占有」モデルとは異なり、「占有継続債務者（Debtor in Possession：DIP）」モデルを想定しています。倒産破産法の下では、ほとんどの訴訟は債務者によって開始されます。しかし、このような仕組みにより、プレパッケージ型倒産処理手続においては、零細・中小企業（MSME）のスポンサーが任意で手続を開始し、訴訟を最小限に抑えることが期待されています。
- c) 企業の債務不履行（default）となる最低閾値は100万インドルピーとされています。また、将来的に債務不履行となる額が100万インドルピーでは少なすぎると判断された場合、2021年大統領令には、インド政府（Government of India：GOI）はより額が多い1,000万インドルピーを指定することができるという規定が置かれています。
- d) 債務者たる企業が、その時点において（倒産破産法に基づく）会社倒産処理手続（CIRP）の係属中、および／または清算命令が出されている場合は、プレパッケージ型倒産処理手続は適用されません。
- e) 債務者たる企業に、過去3年以内にすでにプレパッケージ型倒産処理手続を実施し、または会社倒産処理手続（CIRP）を完了した事実がある場合、プレパッケージ型倒産処理手続は適用されません。
- f) 金融債権者（ただし、債務者たる企業の関係者ではない者）が管財人名の提案を行い、金融債権者の66%（債務額ベース）によって承認を得た場合に当該管財人が任命されます。
- g) 債務者たる企業の株主が特別決議（75%以上の多数決）により、または債務者たる企業のパートナーの内4分の3以上が、プレパッケージ型倒産処理手続開始申請の承認決議を行っている必要があります。
- h) 倒産破産法に基づく通常の会社倒産処理手続（CIRP）は、最長で270日を要します。しかし、プレパッケージ型倒産処理手続は、2021年大統領令により、120日以内の完了を義務付けられています。

プレパッケージ型倒産処理手続は、欧米諸国等の法域で成功を収めています。債務者たる企業は、プレパッケージ型倒産処理手続を開始することで、債権者および潜在的な投資家と交渉することができます。これにより通常の会社倒産処理手続（CIRP）の入札手続を回避することができます。経験上、他の企業が会社倒産処理手続（CIRP）により資産の入札を行う場合には既存のスポンサーから訴訟が提起されがちですが、プレパッケージ型倒産処理手続により、このような訴訟の可能性が軽減されることが期待されます。

プレパッケージ型倒産処理手続は、特に時間的制約があるという点での困難は予想されますが、零細・中小企業（MSME）にとって、長年にわたり必要だと考えられ、今回ようやく導入がなかった手続きであるため、今後の運用の推移が注目されます。

他プラクティスグループのニューズレターも配信しております。配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。
広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス



※ 本号の内容は、三菱UFJ銀行の会員制WEBサービス「MUFG BizBuddy」に掲載された記事を再編集したものです。



Author(s)



[執筆者]

弁護士 丹生谷 美穂

パートナー/東京弁護士会

> [View Profile](#)

E: miho.niunoya@aplaw.jp



[執筆者]

外国法事務弁護士（インド法）
アシッシュ・ジェジュルカール

パートナー/第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

E: ashish.jejurkar@aplaw.jp

【お問合せ先】 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドプラクティスチーム
E: ipg_india@aplaw.jp

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。